

総務常任委員会議事順序

令和5年12月11日(月)
午前10時30分
第1委員会室

開 会

(部外局関係)

- 1 付託議案審査・・・別紙「付託議案一覧表」のとおり
 - (1) 当局説明
 - (2) 質 疑

休 憩
再 開

(総務部、企画部、財務部、県民生活部、危機管理部関係)

- 1 付託議案審査・・・別紙「付託議案一覧表」のとおり
 - (1) 当局説明
 - (2) 質 疑
- 2 表決並びに委員長報告
 - (1) 付託議案
- 3 請願審査・・・別紙「請願文書表」のとおり
- 4 閉会中の継続調査事件の申し出について

閉 会

付 託 議 案 一 覧 表

令和 5 年 1 2 月 8 日

総務常任委員会付託議案

- 第 1 0 5 号議案 関西広域連合規約の変更
- 第 1 0 6 号議案 当せん金付証券の発売
- 第 1 1 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立嬉野台生涯教育センター）
- 第 1 1 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬文教府）
- 第 1 1 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立西播磨文化会館）
- 第 1 1 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路文化会館）
- 第 1 1 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立こどもの館）
- 第 1 2 5 号議案 令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算（第 4 号）中
条文部分
第 1 表 歳入
歳出関係部分
第 2 表
- 第 1 3 3 号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分

付託議案説明資料

令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

部	外	局		
総	務	部		
企	画	部		
財	務	部		
県	民	生	活	部
危	機	管	理	部

令和5年度 12月補正予算（緊急経済対策）（案）
出納局・議会事務局・監査委員事務局・人事委員会事務局

1 補正予算の規模

（単位：千円）

部局	区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
				国庫	特定	起債	一般	
出納局	一般会計	831,117	7,000	0	0	0	7,000	838,117
議会事務局		2,554,830	17,000	0	0	0	17,000	2,571,830
監査委員 事務局		226,907	3,000	0	0	0	3,000	229,907
人事委員会 事務局		187,902	2,000	0	0	0	2,000	189,902
部外局計		3,800,756	29,000	0	0	0	29,000	3,829,756

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要 ・給料表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ （平均改定率+1.0%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.40月→4.50月） 知事等特別職の期末手当は3.30月→3.40月	29,000

令和5年度 12月補正予算（緊急経済対策）（案）

総務部（教育課除く）・企画部・財務部

1 補正予算の規模

（単位：千円）

部局	区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
				国庫	特定	起債	一般	
総務部	一般会計	22,320,587	48,000	0	0	0	48,000	22,368,587
企画部		7,670,034	41,000	5,000	0	0	36,000	7,711,034
財務部		468,369,446	57,000	0	0	0	57,000	468,426,446

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	<p>○給与改定の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ（平均改定率+1.0%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.40月→4.50月） 知事等特別職の期末手当は3.30月→3.40月 	146,000

令和5年度 12月補正予算（緊急経済対策）（案）

県民生活部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	6,941,827	1,521,000	0	1,500,000	0	0	0	21,000	8,462,827

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
県民生活の安定化に向けた支援		
県民生活の安心・安全の確保		
特殊詐欺緊急総合対策	<p>特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加していることを踏まえ、緊急対策を実施</p> <p>○自動録音機能付電話機等普及促進事業の拡充 特殊詐欺被害防止に効果がある自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助事業(市町を通じた補助)を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 市町 ・補助対象 65歳以上の高齢者 ・補助率 定額 ・補助件数 130,000台 ・補助上限 自動録音機能付電話機購入：10,000円 外付録音機購入：5,000円 <p>※電話機等の実勢価格を踏まえ、想定価格を見直し、全額県負担で実質無償化</p> <p>○特殊詐欺対策の普及啓発 多様化する特殊詐欺の手口や対策について幅広い周知を図るため、県内各地できめ細かく被害対策講習会を開催するとともに、金融機関等高齢者がよく訪れる場所での普及啓発など、広く被害防止対策キャンペーンを実施</p>	(全額国庫) 1,500,000
給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	<p>○給与改定の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ (平均改定率+1.0%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.40月→4.50月) 	21,000
合 計		1,521,000

令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) (案)
危機管理部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	10,133,135	760,000	0	749,000	0	0	0	11,000	10,893,135

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
1 県民生活の安定化に向けた支援		
(1) 物価高騰影響の緩和		
① LPガス販売事業者を通じたLPガス利用者負担の軽減		
	国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約あたり1,500円の料金軽減対策を実施 ○ 対 象 LPガス販売事業者(約473,000契約) ○ 支 援 額 定額 1,500円/契約	749,000
2 給与改定への対応		
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要 ・給 料 表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ(平均改定率+1.0%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.40月→4.50月)	11,000
合 計		760,000

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

総務部
企画部
財務部
県民生活部

<目 次>

- [第 105 号議案] 関西広域連合規約の変更 …………… 3
- [第 106 号議案] 当せん金付証票の発売 …………… 4
- [第 114～118 号議案] 公の施設の指定管理者の指定 …………… 5
- [第 133 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 9

第105号議案 関西広域連合規約の変更

関西広域連合が処理する事務のうち、奈良県に係るものについては、一部の事務に限定して処理していたが、今後の事務の取組の実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、全ての事務を処理することとするとともに、併せて外客来訪促進計画に関する事務の規定整備を行うこととし、関西広域連合規約中の関係部分について所要の整備を行う。

1 変更の概要

(1) 奈良県全部参加に係る規約改正

奈良県の、「広域防災」（規約第4条第1項第2号）、「広域観光・文化・スポーツ振興」（同項第3号）の2分野への参加から全事務への参加に伴い規約を改正（規約第4条第2項、第8条、別表）する。

(2) 広域連合の処理する事務に係る規定整備

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」において、都道府県は外客来訪促進計画を定めることができると規定されており、これを関西広域連合で処理する事務としていた。

法律の改正により、外客来訪促進計画の策定主体が地方運輸局、都道府県、市町村等が参加する協議会に変更されたことから、外客来訪促進計画に係る条項を除くなど規定を整備（規約第4条第1項）する。

2 施行期日等

この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

第106号議案 当せん金付証券の発売

当せん金付証券（宝くじ）の令和6年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

第114～118号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立嬉野台生涯教育センター	嬉野台生涯教育センターマネジメントグループ (代表者) 兵庫県養父市丹戸896番地2 株式会社MEリゾート但馬 代表取締役 一ノ本 智毅 (構成員) 一般社団法人 日本体験教育研究所 代表理事 岡本 俊祐 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	[指定理由] <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する提案について、他の類似施設での運営実績を生かした豊富な提案があること、施設を企業研修で利用させる等、これまでにない施設活用の提案があり、新たな利用者に期待ができる。 ・野外活動について、構成団体の専門的知見や類似施設での運営経験を生かしたさらなる施設活用の提案があり、利用者増に期待できる。 ・食堂を直営により運営する等施設の維持管理について内製化を図るとともに、食堂を収益事業とすることで宿泊施設等への投資に充てるとの提案があり、効率的、効果的な運営が期待できる。 ・構成団体が旅行業事業者であることを生かした送客の実施や集客プログラムの提案があり、新たな集客への期待ができる。 ・マルチスキルを有する人材を育成するとの提案により、スタッフの誰もが何にでも対応できる体制により、サービスの向上が期待できる。 	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立但馬文教府	兵庫県養父市八鹿町八鹿113-1 全但バス株式会社 代表取締役 村上 宣人 [指定理由] ・但馬地域の地域課題を十分認識し、地域とのネットワークを生かした提案があった。具体的には、地域のニーズを踏まえた着実な事業展開はもとより、県芸術文化観光専門職大学との連携協定を活用した施設活用や事業の提案があり新たな事業展開が期待できる。 ・生涯学習についても、多世代を対象とし、地域資源の活用や観光団体とのネットワークを生かした提案があり、新たな集客に期待できる。 ・バスの活用や但馬地域在住社員による広報活動が可能との提案により、地元への効果的広報が期待できる。	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
兵庫県立西播磨文化会館	西播磨文化会館管理運営コンソーシアム (代表者) 兵庫県姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真 (構成員) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平 神姫トラストホープ株式会社 代表取締役社長 切原 慎治 [指定理由] ・代表事業者は、地域振興の専門部署をもち、地域課題を認識し、地域とのネットワークを生かした事業展開が期待できる。 ・類似施設である市民センター等を複数運営し、数多くの講座を開催しており、これら生かした生涯学習の提案があり、ネットワークを生かしたこれまでにない新たな生涯学習の展開が期待できる。 ・自社の強みであるバスを利用した広報や移動中の生涯学習講座の提案により新たな施設利用に期待ができる。	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立淡路文化会館	淡路文化会館マネジメントパートナーズ (代表者) 福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号 株式会社ワールドインテック 代表取締役 伊井田 栄吉 (構成員) 株式会社クラウドイト 代表取締役 義本 宰 特定非営利活動法人 生涯学習サポート兵庫 理事長 山崎 清治	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	[指定理由] <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で多世代を対象とした生涯学習を中心に取り組む事業者を構成団体とし、地域の子育て支援団体との連携実績を生かした生涯学習の提案があり、新たな利用者層に期待ができる。 ・ 賑わいがある施設周辺の状況や地域連携について、よくリサーチし、従来の文化会館の枠を超えた利用者層の取り込みが期待できる。 ・ 直営の維持管理職員を配置することにより、維持管理費の圧縮による事業費の充実を図る提案があり、効果的かつ効率的な運営が期待できる。 	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立こどもの館	姫路市花田町一本松字牛塚1番地の1 こどもみらいクリエイティブ共同事業体 (代表者) 神姫トラストホープ株式会社 代表取締役社長 切原 慎治 (構成員) 株式会社小学館集英社プロダクション 代表取締役社長 都築 伸一郎 株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真 [指定理由] ・多数の児童館等指定管理施設の運営に加え、幼児教育・青少年健全育成に係る事業や文部科学省・厚生労働省との連携等の豊富な実績を踏まえた、円滑な事業推進と安定的な運営が期待できる。 ・こどもの創造活動をより高めるための、ゲーム要素を取り入れた遊びや運動のプログラム実施などの取組に加え、施設の価値を高めるための情報・魅力発信の積極的展開など、共同事業体のメリットを生かした専門性と創意工夫に優れた提案である。	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 給料表

平均1.0%引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[4.40月 → 4.50月] (単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
12月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
年 間	2.40	2.00	4.40	<u>2.45</u> (+0.05)	<u>2.05</u> (+0.05)	<u>4.50</u> (+0.10)

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるものに対する支給月額の上限額を368,800円から369,500円に引き上げる。

また、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職にあるものに対する支給限度額を50,800円から51,100円に引き上げる。

(4) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

2 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤の嘱託員等の日額報酬の上限額を34,200円から34,300円に引き上げるとともに、その額により難い特別の事情があるものとして知事が定める場合には、100,000円の範囲内において支給することができるものとする。

3 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。[3.30月 → 3.40月]

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

フレックスタイム制について、現行の「一般職員」と「育児・介護を行う職員及び障害を有する職員」の区分を撤廃し、制度を一本化した上で、以下の項目について制度を緩和・柔軟化する。

区 分	現 行		改 正 案
	育児・介護を行う職員 障害を有する職員	一般職員 (左記を除く)	すべての職員
割振り期間	1～4週間	4週間	1～4週間
コアタイム	10～15時の休憩時間 を除く4時間	10～16時の休憩時間 を除く5時間	10～15時の間の休憩時間を除 く2時間で所属が定める時間
休憩時間	12～13時		原則12～13時 職員の希望に応じた設定可
最短勤務 時間/日	4時間	6時間	2時間
週休日	土日に加えて 1日設定可能	土日のみ	土日に加えて 1日設定可能
割振り期限	前日	1週間前	前日
割振り 変更期限	前日	1週間前	当日も可(遡り不可)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表

職員に準じて引き上げる。

(2) 期末手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[3.30月 → 3.40月]

6 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 報酬等

職員に準じて引き上げる。

(2) 期末手当

職員に準じて年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.40月 → 2.45月]

(3) 勤勉手当

新たに令和6年6月期から正規職員に準じて支給する。[2.05月]

(4) 在宅勤務等手当

新たに令和6年度から正規職員に準じて支給する。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)、6(3)及び(4)は令和6年4月1日、4は令和6年5月1日

2 適用区分

第2の1(1)から(3)まで、2、3、5並びに6(1)及び(2)は、令和5年4月1日から適用する。

3 経過措置等

(1) 令和5年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他必要な経過措置等を定める。